

第3号議案

権限表の変更について

(案)

事務局の職制及び権限に関する規程に基づき定めた権限表に、以下の通り追加を行う。(下線部分)

権限表

(凡例：○＝各職位の所管の範囲で決裁できる、金額＝予算の範囲内かつ各職位の所管の範囲で1件当たり表示金額を上限に決裁できる)

1. 各部共通				
項目	事務局長	部長、 紛争解決対 応室長、 監査室長	副部長、系統アク セス室長、 所長、 マネージャー	当直長、 副室長、 副所長
官公庁その他に対する諸願届、報告 (重要なものを除く。)	○	○ (緊急時に 限る。)		
広報及び情報公表の内容の決定(日 常的な業務運営に関するものに 限る。)		○		
会員等に対する連絡・依頼文書の作 成(日常的な業務運営に関するもの に限る。)	○ (各部等 横断的な 内容に限 る。)	○		
職員の事務処理のための様式等の制 定		○		
配下の職位及び職員に対する出張命 令(海外出張を除く)	○	○	○ (宿泊を伴わない 出張に限る。)	
<u>海外出張命令</u>	<u>○</u>			
<u>職員の採用に関する事項の決定(定 款第34条第5項第8号に定める基 本的事項を除く)</u>	<u>○</u>			
書籍等の購入		10万円		
会議費用その他雑費用の支出	50万円	30万円	10万円	

(後略)